

## 宇部市公式ウェブサイト広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇部市広告掲載要綱に基づく宇部市公式ウェブサイトへの広告の掲載に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本基準においてウェブサイトとは、インターネット上のウェブサイト「宇部市公式ウェブサイト (<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/>)」をいう。

(広告の掲載場所及び最大掲載数等)

第3条 広告の掲載場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) ウェブサイトのトップページのうち、宇部市が指定する場所
  - (2) ウェブサイトのトップページから移動可能なページのうち、宇部市が指定する場所
- 2 最大掲載数は、前項第1号の場所が15枠、同項第2号の場所が3枠とする。
- 3 同一広告掲載者が掲載可能な広告の数は、1ページ1枠とする。

(広告の規格等)

第4条 ウェブサイトに掲載する広告は、次の各号に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。

- (1) 上下の長さは、60ピクセルであること。
- (2) 左右の長さは、120ピクセルであること。
- (3) データサイズは、5キロバイト以内であること。
- (4) データの形式は、gif形式であること。
- (5) 色彩及びデザインは、適正な明度差及び解像度の読みやすいものであり、かつ、ウェブサイトの閲覧を阻害するようなものではないこと。
- (6) 内容は、静止したものであること。

(禁止表現)

第5条 次の各号のいずれかに該当するような表現は、用いてはならない。

- (1) 閲覧者が宇部市からの情報であると誤解する可能性のあるもの
- (2) 閲覧者が使用する機器が発するメッセージに見えるもの
- (3) ラジオボタン、プルダウンメニューその他操作可能なオブジェクトに見えるもの
- (4) 広告の内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- (5) いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- (6) その他市長が不相当と判断するもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とする。

2 同一広告の連続しての掲載期間は、当該年度末までとする。

3 掲載期間において、市の責に帰すべき事由によりウェブサイトを閉鎖した時間が生じたときは、当該閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。ただし、最大掲載数等の都合により、当該広告を当初の掲載場所に掲載できない場合においては、宇部市が別に指定する掲載場所において当該掲載を行うものとする。

(広告代理店等の業務)

第7条 広告代理店等は、宇部市広告掲載要綱、本基準及び関係法令に基づき、広告掲載希望者を募集及び選定し、広告の掲載に必要な原稿及び資料(以下「原稿等」という。)を次条に定める期日までに宇部市に提出しなければならない。

(広告原稿等の提出及び広告掲載の承認等)

第8条 広告掲載希望者は、広告代理店等に申し込み等を行うものとする。また、広告の修正その他の広告掲載に必要な事項についても、同様とする。

2 広告代理店等は、掲載開始日の1週間前までに原稿等を宇部市に提出しなければならない。

3 宇部市は、前項の提出を受けた場合、宇部市広告掲載要綱、本基準及び関係法令に基づき原稿等を審査し、当該掲載について承認又は不承認を行う。

4 宇部市は、必要に応じ、提出された原稿等の修正を広告代理店等に指示することができる。

5 広告代理店等は、前項の指示を受けた場合、必要な修正を行った原稿等を早急に宇部市に提出しなければならない。

6 広告代理店等は、広告の掲載を不承認とされた場合、誠意をもって広告掲載希望者にこれを通知しなければならない。

(広告掲載料の納入等)

第9条 広告代理店等は、宇部市が指定する期限までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 広告代理店等は、宇部市が指定した広告掲載場所の全てに広告を掲載できない場合においても、前項の広告掲載料の全額を納入しなければならない。

(その他)

第10条 前各条に定めるもののほか、必要な事項については、協議のうえ定める。